

ホームインスペクション（マンション住戸）重要事項説明書（ご確認ください）

ホームインスペクション（住宅診断）は、住宅の劣化状態を主に通常の歩行が可能な範囲からの目視で調査し簡易に診断するものです。

診断は、NPO法人日本ホームインスペクターズ協会（JSHI）が定める項目・方法に準じ、中立性を堅持し、第三者の立場で客観的に行います。

◇調査の項目等

調査項目は次のA・Bです。

住宅の状況、居住されている方のご意向などによっては調査できない箇所が生じることがあります。

建築基準法等の法適合性の判定、設計図書等との照合、有害物質調査などは対象外になります。

A 専有部分（住戸内部）（目視、動作確認、必要により計測）

室内に面する部分（壁・床・天井）の仕上げ材表面、サッシ・ドア、二重床の床下、天井裏の状態、設備の状態（通水・通電していない場合は設備の動作確認や漏水確認はできません。）

B 共用部分（目視）

バルコニー、玄関ポーチ

◇報告書の提出

調査後1週間以内に報告書を2部提出します。データでの提出に代えることも可能です。

◇費用

5万円/戸

◇診断の流れ

お申込み⇒調査日時等打合せ・依頼書の送付⇒依頼書のご返信⇒現地調査⇒報告書の提出 となります。依頼書の受領をもってご契約とさせていただきます。

◇ご依頼の方へ

- ・平面図などがあればご提供願います。
- ・調査は主に目視で行いますので、壁内部の隠れ部や家具に隠れた部分などは確認できないこととなります。従って、調査では「住宅に生じているすべての現象を明らかにすることはできない」ことにご理解をお願いします。
- ・調査には、住宅所有者・居住者の方の承諾が必要になります。ご依頼の方からご承諾をとられるようお願いいたします。
- ・調査には原則として立ち会いをお願いします。
- ・報告書は、診断の依頼目的に照らして適正に使用されるようお願いいたします。

◇免責及び賠償責任について

- ・報告書の内容に起因して生じる損失・損害等については、診断者は責任を負いかねます。
- ・診断者の明らかな落ち度起因して生じる損失・損害に対しては、当該ホームインスペクション費用を限度として補償します。
- ・診断者は、ご依頼の方以外の方に対してはいかなる場合も損害賠償の責任は一切負いません。

◇診断対象物件に対して第三者性を失う恐れのある事項の報告

診断者は、本物件の今後のリフォームの設計・監理を受託することが可能です。

◇その他

明らかな汚れや破損などは報告対象外とします。

診断対象物件の購入の可否、売買価格については一切言及いたしません。